都留市自治基本条例(素案)に対する意見

【「第2章 第2節 市議会」関係】

平成 20 年 7 月 18 日

都留市議会

都留市自治基本条例(素案)に対する意見 「第2章 第2節 市議会」関係

素案	議会(案)	説明
第 2 節 <u>市議会</u>	第 2 節 <u>議会</u>	条文と統一しました。
(議会の <u>権限</u> 及び責務)	(議会の <u>役割</u> 及び責務)	本条第 1 項は議会の(議決権)について定めて
第 11 条 議会は、条例の制定又は改廃、予算及	第 11 条 議会は、条例の制定又は改廃、予算の	います。
び決算の認定等を <u>議決</u> するほか、市政に関する	決定、決算の認定その他法令等に定められた事	見出を変更し(市民案)のとおり「役割」としま
事項で別に法令又は条例で定められた事項に	<u>項について議決し、本市の意思を決定するもの</u>	した。
<u>ついて議決</u> する権限を有します。	<u>とします。</u>	議決事項を明確にしました。
		議会が本市の意思決定機関であることを定
		め、議会の役割を明らかにしました。
		「市政に関する事項で別に」を削除しました。
2 議会は、市の意思決定機関として、市民の意	2 議会は、 <u>市の市政運営が適正に</u> 行われている	第 2 項は議会の(監視権)について定めていま
思の把握に努め、それを市政に反映させるとと	かを監視し、及びけん制するものとします。	す。
<u>もに、適正に市政運営が</u> 行われているかを監視		議会の監視権を簡潔に明記しました。
し、及びけん制するものとします。		「市」は「執行機関」を意味します。
3 議会は、会議の公開を原則とし、審議の経過	3 議会は、会議の公開を原則とするとともに、	第3項は(説明責務)について定めています。
やその内容等を適切な方法を用い市民に説明	積極的に情報を提供し、市民と情報を共有する	「情報を <u>提供</u> 」 <u>公開</u> ではなく、より積極的に
<u>することにより、開かれた議会運営に努める</u>	<u>よう努めるものとします。</u>	提供としました。
<u>ものとします。</u>		

都留市自治基本条例(素案)に対する意見 「第2章 第2節 市議会」関係

素案	議会(案)	説明
(議員の責務)	(議員の責務)	第1項を、責務を明確にするため分割し、第
第 12 条 議員は、市民の代表者として <u>の責任を</u>	第 12 条 議員は、市民の代表者として <u>品位と名</u>	1項を(政治倫理の確立)について、第2項を(議
自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するととも	誉を保持するとともに、常に市民全体の利益を	員活動の公開)について規定しました。
に、政治倫理の確立を図り、議員活動の内容を	<u>行動の指針とし、誠実に職務の遂行に</u> 努めるも	議員が特定の地域や団体の代表ではなく、市
<u>積極的に公開するよう</u> 努めるものとします。	のとします。	民全体の代表として行動する旨を規定しまし
	2 議員は、自らの議員活動について、積極的に	<i>t</i> =。
	<u>公開するよう努めるものとします。</u>	議員活動についても積極的に公開するよう、
		別に項を設けて規定しました。
2 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に	3 議員は、議会の責務を遂行するため、自己研	議員としての必要な能力は、審議・政策提案
<u>資するため、</u> 自己研さんに努めるものとしま	さんに努めるものとします。	能力以外あり、個別の項目を明記するのでは
す。		なく、議会の全ての責務を遂行できるよう、
		常に自己研さんに努めるよう規定しました。